大切なお知らせです

国民健康保険税の『税率』が変わります。

国民健康保険制度は、平成30年度から山梨県が財政運営などの主体となり、 県が示す標準税率を参考に町の国保税率を決定することとなりました。

町では令和5年度に『山梨県国民健康保険運営方針』で示された保険税率に 令和6年度、令和7年度の2年間で段階的に増額改定を行います。

ご負担をおかけしますが、お互いを支え合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、国民健康保険運営の健全化にご協力をお願いいたします。

◆国民健康保険税の税率(改定前・改定後)

区 八	改定前(令和5年度)		
区分	医療分	後期支援分	介護分
所得割	5.78%	2.11%	1.51%
均等割	23,800円	6,200円	7,200円
平等割	25,500円	6,500円	5,000円

	改定後(令和6年度)				
>	医療分	後期支援分	介護分		
	6.48%	2.44%	1.87%	=	
	26,700円	8,900円	9,700円		
	22,700円	7,100円	5,700円		

	改定後(令和7年度)				
•	医療分	後期支援分	介護分		
	7.17%	2.76%	2.23%		
	29,600円	11,500円	12,200円		
	19,900円	7,700円	6,300円		

・所得割…前年中の所得に応じて計算

・均等割…被保険者1人あたりの税額

・平等割…1世帯あたりの税額

【お問い合わせ先】

国保資格の取得・喪失、医療費の給付に関すること

市川三郷町役場町民課

電話:055-272-1105(直通)

FAX: 055-272-1198

国保税の賦課・徴収に関すること 市川三郷町役場税務課

電話:055-272-1104(直通)

FAX: 055-272-1198